大名転封時における領主と領民

――越前国鯖江藩間部氏の転封を素材にして―

東

谷

はじめに

大名が転封する際、領主と領民の関係はどのように変化するのであろうか。従来の研究では、領民が領主を引き留めるのであろうか。従来の研究では、領民が領主を引き留めるますとして転封による領民への影響を検討した宮崎克則氏の研究や天保一一年(一八四〇)の三方領地替えへの転封反対研究や天保一一年(一八四〇)の三方領地替えへの転封反対研究や天保一一年(一八四〇)の三方領地替えへの転封反対研究を扱った北島正元氏の研究などがある。

い る[?]

契約的な関係として見直すという新たな近世史像と評価してという一方的な関係だけで捉えるのではなく、双務的、相互う。こうした動向を藪田貫氏は、両者の関係を支配・被支配な平和契約」と捉える朝尾直弘氏の研究がその画期となろな平和契約」と捉える朝尾直弘氏の研究がその画期となろな平和契約」と捉える朝尾直弘氏の研究がその画期となろな平和契約」と捉える朝尾を負担と御救という関係で理解しようとた領主と百姓の関係を負担と御救という関係で理解しようと

る。具体的には、百姓成立の根幹をなす御救としての貸し付たのだろうか。また、「契約」関係はどう変化したのだろうか。また、「契約」関係はどう変化したのだろうのまた、「契約」関係はどう変化したのだろうの。また、「契約」関係はどう変化したのだろうのである場合、領主が交後する場合の関係とみる場合、領主が交後主と百姓を双務的、相互契約関係とみる場合、領主が交

トだったと言えよう。支配・被支配関係の中で理解されてききく変化している。一九八〇年代が一つのターニングポイン

しかし近年、領主と領民の関係について、その捉え方が大

け 享保二年 施された間部氏と松平氏の交換転封を素材とし、 の関係性の変化を明らかにしたい。その課題に応えるため、 の処理について検討を加え、 (一七一七) に上野国高崎と越後国村上との間で実 転封時における領主・領民間 間部氏の事

例を中心に分析を加えていきたい

間部氏が大名となったのは詮房が当主である宝永三年

増の上 六年にも一万石が加増(計三万石)、宝永七年には二万石の加 石を領することとなった。同年一二月一五日には詮房が側用 七〇六)一月九日のことであり、七千石の加増により計一万 い、松平輝貞が高崎から越後国村上に転封になる。 人に就任したと考えられ、老中の次席に候することとなっ 以後、宝永四年には一万石が加増され(計二万石)、宝永 (計五万石)、上野国高崎城主となる。 それにともな

同年五 に松平氏から村上城を受け取り、 松平輝貞が上野国高崎に転封となる、 中央の幕政に参与したが、七代将軍家継の死後、 (一七一七) 越後国村上に転封となった。同時に越後国村上の 詮房は側用人として六代将軍家宣のもとで新井白石と共に 月 間部詮房は、 日に高崎城を松平氏に引き渡し、 享保二年二月一一日に転封を命じら 領地替えの手続きを終え (V わ ゆる交換転封であ 同年六月三日 享保二年

> 間部詮房の死後の享保五年、 詮房の養嗣子詮言は詮房の

た12

に、 引き渡して領地替えの手続きが終わった。 月一日に手続きを終え、陣屋町の形成が可能となった。 東鯖江村を小浜藩から村替によって鯖江藩領とし、 部以前は幕府代官の陣屋があるのみで、 門から鯖江を受け取り、 れ、享保六年三月二六日に幕府代官小泉市太夫・窪島作右 に定着した。鯖江への転封は、 を領有した。 領を継ぎ村上から越前国鯖江へ転封となり、 なほどの狭小な土地だった。 このように間部氏は上野国高崎→越後国村上(享保二年)、 享保六年(一七二一)九月九日に西鯖江村とは地続きの 領地に多少の変化はあるものの、 同年四月二一日には村上を内藤氏 陣屋町形成の土地確 享保五年九月一二日に命じら 陣屋町の形成が困 鯖江は、 越 幕末まで鯖江 前国で五万石 同年 保 間部氏入 のため 衛 遺

材とし、 を経験した。 越後国村上→越前国鯖江 転封時の年貢未進処理について検討を行う。 本稿では間部氏の享保二年の転封を中心 (享保五年) と短期間 度の転封

第一章 未進年貢の処理

―平時と転封時の比較から―

第一節 転封時における未進年貢の取り立て

屋敷へ訴え出た際の史料をみてみたい。 保二年(一七一七)四月一五日に上大類村などの百姓が江戸保二年(一七一七)四月一五日に上大類村などの百姓が江戸転封時に未進年貢はどのように処理されたのだろうか。享

【史料1】

(*P*

屋平蔵・山村儀右衛門様子相尋候処、昨十五日此方御屋鋪江参訴候付、真知田理左衛門・愛三人・上日高村百姓四人・猪野村百姓并組頭壱人、一一、上大類村百姓十弐人・高関村百姓八人・下新保村百姓

(B)

延被下候様二願上候処、御聞届無御座候、共二而上納滞候、麦作茂近々出来候間、代替候迄御取共二而上納滞候、麦作茂近々出来候間、代替候迄御取

大名転封時における領主と領民

外無御座候間、麦・蚕出来迄御取延被下候様ニと達而③左候而者弥未進上納可仕様無之候、尤田畑茂荒申より②実々未進之百姓者此度村上迄可被召連之旨被仰付候、

願候キ、

(C)

①先頃出府之節も上大類・高関両村者別而困窮之由物語①先頃出府之節も上大類・高関両村者別而困窮之由物語など、其筋ニ品を付候而ハ弥御領中一同之訴を行破遂相談、実々未進之分ハ種貸等之積返納無相違奉行被遂相談、実々未進之分ハ種貸等之積返納無相違

- ②上大類米百四拾二俵·高関七十二俵·下新保六十五俵
- ③且又猪野村者組頭も壱人願罷越候、別而不届候間、組未進之由申候、何茂大分之滞きのとくニ存候、

百姓を高崎へ帰した。一点目は松平時代よりも年貢を引き下願い出るものの(B(③)、目付二名が以下の四点を申し含めてだと交替するまで未進年貢の納入を延期することであった氏と交替するまで未進年貢の納入を延期することであった氏と交替するまで未進年貢の納入を延期することであった氏と交替するまで未進年貢の納入を延期することであった氏と交替するまで未進年貢の納入を延期することであった氏と交替するまで未進年貢の納入を延期することであった氏と交替するまで未進年貢の納入を延期することであった。一点目は松平時代よりも年貢を引き下願い出るものの(B(③)、目付二名が以下の四点を申し含めてが、詮房は許可しなかった(B(①)。百姓は再度の納入延期を開いた。

用いないことがあったら処罰すること(B(④)。

話ばれる―という構造であったことを示している。 結ばれる―という構造であったことを示している。 結ばれる―という構造であったことを示している。 自姓と目付の応答で注目したいのは、百姓が未進年貢納入 を が断ち切られ、負担と御救の関係も切れることを意味している。 があっすなわち領主と領民の関係は、領主への負担で完結し、 いる。すなわち領主と領民の関係は、領主への負担で完結して いる。すなわち領主と領民の関係は、領主への負担で完結して いる。すなわち領主と領民の関係は、領主への負担で完結して の延期を求めたことに対し、間部氏が延期を御救と認識して にはいる。 はいる。 はいる

ことを目指し、個々の百姓に厳罰をもって対するように指示を出す。上大類村・高関村は享保元年にも困窮である旨を訴えていたが、「其筋ニ品を付候而ハ弥御領中一同之訴訟ニ可文入念取候様」と未進分を御救ではなく「貸借」関係として文入念取候様」と未進分を御救ではなく「貸借」関係として連高が示され、気の毒との感想が記されているものの(C)・負担の完結を目指す方針が示されている(C(1)・具体的な未進高が示され、気の毒との感想が記されているものの(C)・負担と御救の関係から脱却し、「貸借」関係へ移行することを目指し、個々の百姓に厳罰をもって対するように指示を出す。上大類村・高関村は享保元年にも困窮である旨を訴を出す。上大類村・高関村は享保元年にも困窮である旨を訴された。

げるという御救を行ったにもかかわらず、遠方まで来たこと

が不届きであること、二点目は所替がなければ御救があるだ

高崎の領地を引き渡す時期が近づいているので無理

ろうが、

未進年貢を上納すること、四点目はこの上役人の申し付けを

であること、三点目は早々に在所へ帰り金子を借用してでも

て、以下の記述では「未進年貢の「貸借」関係化」と記してが出されている(〇③)。転封時における関係性の変化につい

未進年貢の処理については、幕府から転封が言い渡されたいたい。。二月一一日の御用状は、越後国村上への転封を国元にいる。二月一一日の御用状は、越後国村上への転封を国元にいる。二月一一日の御用状は、越後国村上への転封を国元にいる。二月一一日の御用状は、越後国村上への転封を国元にいる。十月一日の御用状は、越後国村上への転封を国元にり立てに関する一文が加えられている。転封に間部氏が直面り立てに関する一文が加えられている。転封に間部氏が直面り立てに関する一文が加えられている。転封に間部氏が直面した時、未進年貢の処理については、幕府から転封が言い渡されたと言えよう。

日には次のような指示が出されている。
つた時の先例を間部氏が意識していたことがある。二月一七った時の先例を間部氏が意識していたことがある。二月一七

付、無油断急度取立候様御代官へ可被申渡候段被申渡、未進之百姓手錠又者品ニより牢舎ニ茂被申段被申渡、未進之百姓手錠又者品ニより牢舎ニ茂被申以御引渡以後者納め申間敷と察候、就御所替用捨難成

宝永七年に松平輝貞が転封した際、年貢未進の処理が解決 宝永七年に松平輝貞が転封した際、年貢未進分を納めさせ しなかったことに触れ、領地引き渡し後に未進分を納めさせ の立てに臨むよう代官に申し渡すことを国元家老へ江戸家老 り立てに臨むよう代官に申し渡すことを国元家老へ江戸家老り立てに臨むよう代官に申し渡すことを国元家老へ江戸家老 り立てに臨むよう代官に申し渡すことを国元家老へ江戸家老 り立てに臨むよう代官に申し渡すことを国元家老へ江戸家老 り立てにないる (傍線②)。しかし二月の時点では未進年貢をが指示している (傍線②)。しかし二月の時点では未進分を納めさせることが難している(傍線②)。

い。 手錠や牢舎を見据えて未進年貢の取り立てを強化すること

(史料2)

立可被申候、先年右京大夫様未進不埒仕儀ニ候間、尚一、未進米之儀随分セリ立、御引渡前ニ皆済候様ニ稠敷取一、未進米之儀随分セリ立、御引渡前ニ皆済候様ニ稠敷取

大名転封時における領主と領民

第二節 平時における未進年貢の処理

史料3は、転封前年の享保元年に未進年貢をめぐって領主

三八

国元家老に宛てて書いたものである。 と領民の間で駆け引きが行われた経緯について、江戸家老が

[史料3]

一、御年貢未進方取立指支候儀、 候、 出来之上取立可然御用人中被存之由伺書之紙面令承知 **牢舎**·手錠申付候而茂当分埒明不申候間、 二居住いたさせかたく候間、追放之積稠敷く被申付置 候族者、 之、且田地売をくれ、買手無之分田地指上申度与申出 多百姓無拠訳ニ而相滞候分、麦・蚕・絹出来迄指 此上如何可申出哉難斗旨、 百姓願次第田地取放、 極老之親・兄弟又者厄介 是等之分人数も多ク、 尤田地指上候上者、 是又蚕・絹 所

延 (史料4)

百姓の中には未進年貢の納入延期を申し出る者 耕作地の放棄を申し出る者がいた(傍線②)。これに対 国元家老は、 百姓が耕作地を放棄したら所払いにすると (傍線①)

い状況を江戸家老に伝え、牢舎・手錠を申し付けても解決せ 上如何可申出哉難斗」と百姓側の対応について予測が立たな 厳しく申し渡している(傍線③)。しかし、国元家老は、「此

> ず、蚕・絹が出来てから未進年貢を取り立てるのが現実的な の報告に対する江戸家老の指示は以下の通りであった。 落とし所だと用人が考えていることを江戸へ伝えている。こ

地・家財受取御年貢方埒明候儀者、 相続難成百姓者田地を上ケ立退、 へ者ケ様之筋与申儀決定難申遣候 共、国・所之風儀ニて様子茂替儀可有之事候、左候 或奉行・代官江田 何方ニ茂有之儀候

而ハ、猶々未進方未熟・難渋之気味ニ茂可相成哉与存 左候とて相滞百性ハ麦・蚕・絹出来迄差延ルと有之候

候

(B)

ことによって年貢未進を解決する方法があることを江戸家老 所ごとに様子が異なることから、確たる方針(「ケ様之筋」) は知っていることが伺える。 放する方法や、(領主の)奉行や代官が田地と家財を受け取る (A)より、未進年貢の処理として耕作地を返上して在所を追 しかし、 江戸家老の判断は、

め、江戸家老は国元家老に以下の指示を与えた(「御用状」享は判断できないことを示す江戸家老の言葉である。そのたができず、逆に年貢収納の現場を熟知していない江戸家老に理は、国元で百姓に相対する役人でなければ判断を下すことを決定して国元に指示できないと述べている。未進年貢の処

(史料5)

保元年閏二月一四日)。

簡又々此方江茂被及相談候様にと存事候り勘弁可有之儀ニ候間、御用人中存知寄之意味相、今の様共可被申付趣ニ候へ共、右申候通、所之風儀ニよ何様共可被申付趣ニ候へ共、右申候通、所之風儀ニよい。 「は戸家老」

な決定権は江戸家老にあるものの、年貢収納の責任者であるする立場からさらなる「伺書」の提出を用人に命じている。する立場からさらなる「伺書」の提出を用人に命じている。「所之風儀ニより勘弁」と年貢収納現場における判断を重視「所之風儀ニより勘弁」と年貢収納現場における判断を重視であることを示しつつ(「此方了簡を受」)、

代官の判断が重要な根拠となった。つまり、ボトムアップ型で未進年貢の処理がなされたとの評価ができる。これは転封で未進年貢の処理に当たっていることが記されている。をれて江戸家老が処理に当たっていることが記されている。とや、「実々未進之百姓者此度村上迄可被召連之旨被仰付候」(史料1(8(②))と藩主から未進年貢の処理についての決定が伝えられたというルートで未進年貢の処理についての決定が伝えられている。つまり、トップダウン型で未進年貢の処理がなされている。つまり、トップダウン型で未進年貢の処理がなされている。つまり、大ップ型で表達年貢の処理に当たっている。である。

という特別な状況下で御救を具体化するのではなく、負担にには強硬な主張をするものの、最終的には御救によって処理のため通常は江戸家老の権限において、ボトムアップ型で御かを具体化するという処理が可能であった。しかし、転封時かを具体化するという処理が可能であった。しかし、転封時の未進年貢は、手錠・牢舎を領主側が主張しつつ強行に年貢の未進年貢の処理においては、領主・領民とも表面的平時の未進年貢の処理においては、領主・領民とも表面的

大名転封時における領主と領民

貢はどう処理されたのだろうか。次章で検討したい。よるトップダウン型の処理を行ったのであった。では未進年め、通常の江戸家老の権限では処理しきれず、藩主の決済による完結を目指していた。こうした矛盾を内包していたた

第二章 未進年貢の「貸借」関係化

第一節 貸付金による「貸借」関係化

第一章で、享保二年(一七一七)の転封時の未進処理について検討し、未進分の取り立て強化という基本方針のみが示されている段階(二月)から、藩主のトップダウンによる未進年貢の「貸借」関係化が行われている段階(四月)へと変化したことを述べた。また、「貸借」関係化の具体的な処理としては、未進年貢を種借の形をとって貸付金として処理するしては、未進年貢を種借の形をとって貸付金として処理するとがあった(史料1(B(②))。本章ではこの二点の処理方法につとがあった(史料1(B(③))。本章ではこの二点の処理方法について検討したい。

老が江戸家老へ宛てた対応の報告である。 ※の史料は、未進年貢の貸付金取り立てについて、国元家

[史料6]

奉行壱人被遣、村上町ニ滞留之由令承知候時、右京大夫様かも村上御旧領村々江貸附物為取立郡を申候故、当月初か盆前迄彼地逗留之積可被差越之被申候故、当月初か盆前迄彼地逗留之積可被差越之一、高崎旧領村々江御貸附物返納不埒付、新井所左衛門・

高崎の旧領村々への貸付金回収が困難であったことを示断力の意見を受け入れ、高崎に盆前まで派遣する予定だと報用人の意見を受け入れ、高崎に盆前まで派遣する予定だと報告されている。貸付金の滞納に対し直接徴収をせざるを得ない状況であり、転封後の貸付金返納が解決しないため、代官のしている。

金の取り立てが全く好転しない状況を示している。(家) 史料7は享保六年、鯖江に転封後の御用状であるが、貸付

| 史料7

纔乾金三拾四両余取立先月十七日帰着申候、彦大夫并差越候処、精出可納旨申二付長々致逗留候得共、納兼「御旧知高崎領村々七年賦御貸金為取立、山内彦大夫被

借」という相対関係である以上、強制力をともなう回収を旧 とが可能であった。先にみた史料6の事例と併せ考えると、 実現されず次第に不良債権化していく様子が窺える。間部氏 領主が行えなかったことを示している。旧領民からの返済が 未進年貢を貸付金として「貸借」関係化したとしても、「貸 借用主は言うものの、納入することなくやり過ごしていくこ たが、諸経費にも満たない回収金額であった。「精出可納」と の江戸家老が「気之毒存候」と腹立たしさを率直に記してい 間部氏は旧領民に対してなすすべがなかったのであ 次の史料は、

るが、 る。

いた享保元年の物成を大名主が上納せずに欠落ちしたという は間部氏の転封にともなって幕府領となった。取り立ててお として所領を持っていた伊豆国の事例である。 あったのだろうか。 では旧領民からの返済を実現するにはどのような手立てが 間部氏が高崎時代に飛地 伊豆の飛地領

> 現させる手立ての例である。 やや特殊な場合ではあるが、 旧領地からの未進年貢収納を実

[史料8]

(A)

鯖江から高崎へ貸付金の取り立てに山内彦大夫が派遣され

も足り不申旨気之毒存候、

彦大夫指出候口上書被差

足軽両人相添被指越候、道中往来入用高崎逗留雑用ニ

一、豆州御旧領田方郡加殿村大名主弥兵衛、 候 理左衛門迄右五郎兵衛を以太郎左衛門様ゟ御内意御座 御留守居荒井五郎兵衛方台粗断有之候、 立残り米四百弐拾四俵・金四百九両二分余之儀、 四両弐分余上納不仕酉ノ三月致欠落候、右之内段々取 取之候、 平次兵衛・三田縫殿右衛門 長百姓連印証文二、太郎左衛門様彼地支配之手代安井 暮ゟ乾金三拾両之積新金ニ而拾五両宛毎年無遅滞弁納 立難被成候間、 貢村々ゟ取立置候御米之内四百弐拾四俵、金九百六拾 尤此方より取立申儀難仕御座候故、 米金高二付一類共弁納仕兼候段太郎左衛門様江 類共合弁納候様江川太郎左衛門様合被仰付候 弥兵衛親忰并一家之もの、 則此度右証文差上申候、被入御覧重而御返可 年賦二成共御取立可然哉之旨 ·安井弥 加殿村名主 一右衛門奥書印 去ル申之御年 任其意当戌 兎角急ニ御取 真知田 組 戸

匹

大名転封時における領主と領民

被成候

新領主が百姓が成り立つ範囲内での返済方法を「内意」とし て旧領民が成り立たなくなることは忌避しなければならず、 を通して伝えられている(傍線②)。旧領主の取り立てによっ 力を得て取り立てたのである。この場合は江川太郎左衛門の について、相対での返済が不可能になった場合、新領主の協 している点である。すなわち、旧領主、旧領民間の「貸借」 り立てが不可能になった後に新領主である幕府の代官が関係 めることを命じられているが(傍線①)、注意したいのは、取 類は代官江川太郎左衛門から残りの年貢未進分を間部氏へ納 七〇両を間部氏が弥兵衛一類から取り立てている。弥兵衛 内意」が太郎左衛門の江戸留守居から間部氏の江戸留守居 享保二年三月に欠落して以後、享保三年一二月までに約 四

化した「貸借」関係を解消する手立てとしたのである。 り立てを代行し、 つまり、旧領主から新領主への依頼によって、新領主が取 新領主の百姓成立が可能な範囲で不良債権

とで返済を実現することを証文によって保証したのであった て提案したのである。さらに新領主が取り立てを請け負うこ

(傍線③)。

第二節 武家奉公による「貸借」関係化

か。史料9はその事例である。 **貢の「貸借」関係化はどのような処理が行われたのであろう** 一方、未進の百姓を高崎から連れて行くことによる未進年

[史料9]

(A)

一、去夏高崎ゟ召連候足軽・中間、段々致欠落居残候もの 不相渡候故着類等可仕様も無之ニ付、 少々有之候、一分之未進二無之人代二参候、 永ク相勤り申間 小遣金も

殊ニ未進之代りニ永ク留置候儀、 も可有之哉、就夫鈴木清蔵心附之書付差出 右京大夫様江

(B)

(C)

とも、 其元ニ残居候もの共ハ或病人或年寄又者若輩にて御用 此度被指越遂一覧候、 対右京大夫様少茂御遠慮と申筋ハ無之候へ共、 未進之代り相済候迄永ク指置候

候様可被申渡候、 ニ不相立趣ニ候へ者、 当春未進切レ罷帰筈之由令承知候 村上

台未進

之代り

二高崎参

候百

姓 無全御扶持費候間、 高崎江指戻

家老へ指示した史料である。 みられた。史料10は、欠落についての処置を江戸家老が国元 働きぶりの悪さに加え、旧領主のもとから欠落をする者も

(A) (B) より、 高崎から召し連れてきた百姓が武家奉公人とし

払うという処置をとったのである。これは、労働力の提供に する処理を行っており、 して返済することについては、返済手段の提供という側面 て「貸借」関係化をはかったと言えよう。また武家奉公人と よって未進年貢を納入することであり、未進分を貸付金とし 公人として受け取るべき給金で未進年貢に相当する金額を支 て足軽・中間となっていることが判明する。つまり、武家奉 般的であった。 間部氏と同様、松平氏も武家奉公人として未進分を返済 担保としての身柄確保という側面があったと考えられ 転封時の未進年貢の処理方法として

な出費と考え、高崎へ戻すように国元へ指示を出している。 ない者が大部分であったと考えられる(C)。 であったことが伺われ仏、病人、年寄、若輩などで役に立た いる百姓の代わりの者であった。着類にも困るほどの困窮人 しかし、実際に武家奉公人となった者は、年貢を未進して 江戸家老は、

大名転封時における領主と領民

(史料10

(A)

で、其元御領内村々

ら右京大夫様

江指出し

候出人

追々

致欠 落候、三条之大庄屋江被致其届候間 右京大夫様御役人ゟ此方御役人江被申通筈ニ候 彼地二被相詰

(B)

候 御領内之者大勢立帰、 夫様御留守居中

ら此方御留守居

江被申聞候へ共、 帰り候者共吟味致置候間、 尤高崎台村上江被召連侯足軽・中間欠落、 届いたし候茂いかゝと先見合、給金取立之儀頼不申 高崎者欠落すくなく候へ者、 被仰聞次第可申付旨右京大 高崎御領江 其元 其

(C)

取立之儀ハ考之上ニ而双方申合候様可被致候 其元ゟ欠落足軽 而も高崎合立帰り候者致吟味置候様可被申付候、 ·中間於高崎被改置由二候間、 其元に 史料10の(Aでは、松平氏が村上から高崎へ連れて行った百姓が欠落をし、村上領へ立ち戻っていることについて、(B)では高崎から村上へ召し連れてきた武家奉公人について記述されている。注目したいのは、欠落に対する松平氏と間部氏のれている。注目したいのは、欠落に対する松平氏と間部氏のが出されているのに対し(傍線①)、間部氏は届けを見合わが出されているのに対し(傍線①)、間部氏は届けを見合わが出されているのに対し(傍線①)、間部氏は届けを見合わが出されているのに対し(傍線①)、間部氏は届けを見合わが出されているのに対し(傍線①)、間部氏は届けを見合わが出されているのに対し(傍線①)、間部氏は届けを見合わが出されているのに対している。

指示である。 史料11は享保二年八月九日に江戸家老が国元家老へ宛てた

哭料11

り被申越候、為心得返答之写共二遣申候、御双方御役被申越之由二而、又々如此臼井儀大夫方迄御留守居よ被申越之由二而、又々如此臼井儀大夫方迄御留守居よっ、先達而申遣候松平右京大夫様高崎江被召連候四万石領

金取立之儀頼候様ニ可致候人頼合之積ニ候ハ、其段可被申越候、

高崎もの欠落給

国元家老へ伝えている(傍線②)。断を保留していた給金の取り立てを認める旨を江戸家老からから村上の役人に宛てたものである(傍線①)。また、先に判依頼があったことが記されており、その依頼は高崎の郡奉行依頼があったことが記されており、その依頼は高崎の郡奉行を報があったことが記されており、その依頼は高崎の郡奉行を報があったことが記されており、

以上の検討より、欠落の処理について整理しておきたい。

が認めた場合、新領主は旧領主に代わって取り立てを行う。実と給金取り立ての依頼があったことを通達する。(d)新領主た。(c)依頼を受けた新領主は欠落した百姓の居所へ欠落の事た。(c)依頼を受けた新領主は欠落した百姓の居所へ欠落の事た。(d)を対して新領主は旧領地の新領主へ欠落した百姓の給金の取り立(a)旧領主が新領地へ連れて行った旧領地の百姓が欠落した場(a)旧領主が新領地へ連れて行った旧領地の百姓が欠落した場

小括

年貢という領主・領民間の関係から「貸借」関係へと移行し例と、武家奉公人として処理した事例を検討した。いずれも未進年貢の「貸借」化について、貸付金として処理した事

大名転封時における領主と領民

なっていなかった。そのため不良債権化した「貸借」関係の しかし、「貸借」関係であるがゆえに、強制力をとも

條々

、今度所替ニ付て、 百石ニ壱疋壱人出之、 二日路可相

送

事

法であった。次章では「貸借」関係化が成り立つ背景と、

関係解消のメカニズムについて検討する。

解消には、強制力をともなう新領主による取り立てが不可欠

旧領主から新領主への依頼によって成り立つ処理方

であり、

ている。

一、種借之儀、 自蔵出之、 借付儀於無疑は、 可 返弁事

一、借物は可為証文事

一、年貢未進可棄捐

一、未進方に取つかふ男女之事、 所替之地まて送届 其上

本 国え可返之、

但、

過廿箇年は可為譜代事

附 譜代に出し置男女之事 於無其紛は譜代勿論

之事

右條々依 仰執達如件

寛永十年八月十八日

てられる。この高札は、老中が上使に宛てた下知状の文言を

主間で城が引き渡される。その際、城下に上使名で高札が立

転封時には幕府から上使が派遣され、

上使を介して新旧

領

か。その背景について、

他藩の事例も加えて検討したい

関係はなぜ成り立つのだろう

前章までで検討した「貸借」

「貸借」

関係化の成り立ちと実現

から駿河国田中へ転封になった時の老中下知状をみてみた 定がある。寛永一〇年(一六三三)に松平忠重が上総国 記したものであり、その中には未進年貢の処理について

佐 0 規

伊亞 (阿爾里次) (阿爾里次) 守綱守(新州)

上使中

(第四条)。つまり、領主と領民の関係が切れると年貢徴収権 この條 々では、 未進年貢は破棄されると規定され

しかし、二章で検討したように、未進年貢を「貸借」関係係になるという原則が江戸時代を通じてあったと言えよう。適用されたため、未進年貢については旧領主と旧領民は無関が喪失することになった。この規定は以後の転封に際しても

化するという柔軟な運用が実際には行われていた。未進年貢化するという柔軟な運用が 進年貢の破棄は領主・領民間における負担と御救関係が断絶 したことを意味し、旧領主と旧領民の相対関係とする運用が したことを意味し、旧領主と旧領民の相対関係とする運用が したことを意味し、旧領主と旧領民の相対関係とする運用が したことを意味し、旧領主と旧領民の相対関係とする運用が したことを意味し、旧領主と旧領民の相対関係とする運用が という柔軟な運用が実際には行われていた。未進年貢

こうした「貸借」関係化について幕府はどのように考えていたのだろうか。享保一七年(一七三二)に河内国西代からいたのだろうか。享保一七年(一七三二)に河内国西代から取り立てるべきだが取り立てできない場合には証文を取って取り立てるべきだが取り立てできない場合には証文を取って取り立てるべきだが取り立てできない場合には証文を取って取り立てるべきだが取り立てできない場合には証文を取って、場別のに、原則と実態を両立させるために、幕府が認めていた未進年貢の処理方法であった。

規定がある。未進年貢の代わりに武家奉公する男女を転封先一方、武家奉公による未進年貢の返済については第五条に

こうした状況の下で、「貸借」関係化した債権の回収を確実

に連れて行くことが認められていた。未進年貢の納入後は本来の居住地へ戻す規定となっている。つまり転封時には、年季期間中である武家奉公人は年季が明けるまでは武家奉公人は百姓身分であったことは考慮されていない。すなわち、未は百姓身分であったことは考慮されていない。すなわち、未との関係であり、領主・領民間の関係で把握されていなかった。そのため、転封による関係の変化は起こらなかったのである。

この規定は後に「未進方ニ取つかうふ男女之儀、可為主従相対次第」と変化した。武家奉公の年季中であっても相対である。 主従関係を切ることが可能な規定となっており、旧領主から みれば強制力が弱くなったと言える。これは、主従関係より も「貸借」関係という側面が大きくなったことの表れである。 間部氏の転封時には変化後の規定が適用されていた。役に立 たない者が大部分であったり、欠落が起きている。負担と御 たない者が大部分であったり、欠落が起きている。 力が発揮できなくなったのである。

り、旧領主の対応を知ることができる。 次の史料は、間部氏の江戸家老が国元家老に出した指示であために旧領主はどのような対応をとったのだろうか。

| 史料13

一、先達而も申遣候本多中務大輔様より三嶋郡之内八ケ村 料 致、 候、 江申含候間可被得其意候 少々米高多返納申付可然存候、 在難被遊筋 二而返納 **積申付候而者百姓可致困窮候、** 敷候間、 被指越候、此通於無相違者一向打なくなりにも罷成間 蔵・茂呂武右衛門方江狛弥五右衛門ゟ書状共此度申遣 来候手紙、并御貸付米之目録右八ケ村之村付、鈴木清 江御貸附米返納残、三百拾弐石八斗七升取立候様ニ 後々差支二不罷成樣可被致候、 御私領渡り之村々より茂追々ニ返納之趣目録ニ記 此方御物成皆済不仕以前二取立候儀者、 梶金平・河面蔵人・佐野一郎右衛門より又々頼申 候様ニ申付可然と存候、 候間、 近年御代官方ゟ御取立被成員数ゟ 三四年ニ茂皆済之積含 此意味相川手万右衛門 一年二年二皆済之 前 2々御

際、 可能な方法を示したのである。 れていたが、その場合も新領主である幕府代官が百姓成立が 第一節で江川太郎左衛門の「内意」として返済方法が提示さ が可能かどうかを判断して諾否を決定したのである。 その場合も新領主への依頼が必要であり、 み込む形で回収の代行をしたのである。そのため、 あった。換言すれば、新領主の責務である百姓成立の中に組 されている (傍線部①)。回収の代行は、百姓成立が大前提で ある。また、江戸家老と用人で代行の実施について相談した 行は新領主と旧領主の個人的な関係によって実施されたので ては回収の代行をしない可能性があることを示しており、 を得ないと判断している点である(傍線部②)。依頼主によっ た。注目したいのは、本多忠良が外の大名と違い、受けざる 氏が旧領主本多氏の貸し付け米の回収を代行することとなっ け米の返納残高三一二石八斗七升の取り立てを、享保二 になった本多忠良が、旧領である三島郡内八カ村での貸し付 (一七一七) に間部氏に依頼している。 現在の領主である間部 宝永元年(一七〇四)に越後国村上から三河国刈屋に転封 百姓が困窮するなど後の差し支えにならない方法が模索 新領主が百姓成立 旧領主

武家奉公人として「貸借」関係化した場合も第二章第二節

で検討したように、欠落した武家奉公人の給金は、旧領主がで検討したように、欠落した武家奉公人の給金は、旧領主前の「條々」で示された未進年貢の処理は、実際には新旧の領領主が模索する、とのプロセスを経る必要があった。史料12の「條々」で示された未進年貢の処理は、実際には新田の領意による依頼関係によって運用され、実現していたのであた。 で検討したように、欠落した武家奉公人の給金は、旧領主がで検討したように、欠落した武家奉公人の給金は、旧領主が

おわりに

「貸借」関係の解消をはかったのである。 北について、未進年貢の処理を素材にして検討した。転封に はって領主が領民に対して持っていた様々な権限は断絶する。年貢徴収権もその一つである。旧領主は旧領民に対し未 はって領主が領民に対して持っていた様々な権限は断絶す はいついて、未進年貢の処理を素材にして検討した。転封に 以上三章に渡り、転封時における領主と領民の関係性の変

ŋ していると考えられる。 立に組み込まれた旧領主の が 関係が新領主の負担と御救関係に組み込まれる可能性があ 係が断絶し、 関係で成り立っている年貢収納である。 これらの願書における「御年貢御上納」とは、 一御収納ニ拘り」という場合、具体的には新領主の百姓成 新たな負担増加の可能性がある。 新たな「貸借」関係が生じる。さらに 一貸借」 関係がもたらす弊害を指 領主を引き留める領民 転封があるとこの関 負担と御救 「貸借

係へと移行したと言えよう。ただ、前者は領主の支配権に裏合、転封によって「契約」関係は断絶し、新たな「貸借」関また、領主と領民の関係を双務的な「契約」関係とみた場

立っていたことは、広く領主層全体の共通利益だと考えられ能となった。これが旧領主から新領主への依頼によって成り「契約」関係に組み込むことにより、旧領主は債権の回収が可契約である点に大きな違いがある。この相対契約を新領主の契約である点に大きな違いがある。この相対契約を新領主の打ちされた関係であるのに対し、後者は「契約」者間の相対

1

ていたことを示していると言えよう。

- (2) 青木虹二編『百姓一揆史料集成』(三一書房)には領主引き留め一揆の事例が多く収録されている。また、各地の自治体史においても領主引き留めの事例が多く紹介されている。なお改易が領民に与えた影響については、天明八年(一七八八)に改易された小堀正方(近江国小室・一万石)の債務処理問題からその影響を検討した藤田恒春氏の研究がある(「大名『改易』の構造」(『史泉』六五号、一九八完がある(「大名『改易』の構造」(『史泉』六五号、一九八完がある(「大名『改易』の構造」(『史泉』六五号、一九八名。 には領主引き留めている。 また、各地の自る音がある(「大名『改多」(『大石)の書館、「大石」には、「大石」」には、「大石」には、「大石」」
- (4) 北島正元「「三方領知替」と上知令」(『徳川林政史研究所
- 一」(山口啓二他編『日本の社会史』第四巻・負担と贈与、(5) 深谷克己「取り立てとお救い―年貢・諸役と夫食・種借

- 三所収。 三所収。
- (7) 藪田貫「地域史研究と差別―戦後歴史学の転換点に立って―」(『部落史研究』五、解放出版社、二〇〇一)。のち同て―」(『部落史研究』五、解放出版社、二〇〇五所収。なお同書所収の論文で藪田氏は、領主と農民の関係を片務的に捉える研究への批判を度々行っているが、筆者はその批に捉える研究への批判を度々行っているが、筆者はその批に捉える研究への批判を度々行っているが、筆者はその批判に全面的に賛成であり、双務的に捉えることが重要であると考えている点を明言しておきたい。
- (8) 『寛政重修諸家譜』第二二。以下『寛政重修諸家譜』によ
- (9) 『国史大辞典』 一間部詮房」の項目。
- 市史』第四巻、一九八四))。(二四カ村)で五万石であった(「徳川吉宗判物写」(『鯖江(1) 越後国岩船郡(八一カ村)、蒲原郡(八三カ村)、三島郡
- (12) 五万石は今立郡(一○五ヵ村)、丹生郡(一四ヵ村)、大(12) 「享浄院殿御実録」(『間部家文書』第一巻、一九八○)。

- 状」(『鯖江市史』第四巻、一九八四))。野郡(一一カ村)の三郡の村々からなる(「徳川吉宗朱印
- (4) 「従江戸到来御用状」(『間部家文書』第一巻、一九八〇、(4) 「従江戸到来御用状」は間部氏の同書第二巻、一九八二)。「従江戸到来御用状」は間部氏の本的には江戸家老の意志が記されている。ただし、国元か本的には江戸家老の意志が記されている場合があり、その場合は国元家との意志が記されている。

「『田文』 また、こう こう 『こうにない。 用した史料の読点を付け替えているが、いちいち注記はし用した史料の読点を付け替えているが、いちいち注記はしていない。

- (15) 「御用状」享保六年九月一○日、同享保六年一一月七日。
- (16) 「御用状」享保二年四月一七日。
- (17) 「御用状」享保元年閏二月一四日。
- (18) 「御用状」享保二年二月一一日。
- (19) 「御用状」享保二年二月一七日。
- (20) 「御用状」享保元年閏二月一四日。

深谷氏は、領主は百姓が「相続」くようにするのが当然

21

- とを指摘している(注(5)深谷前掲書)。姓身分」の返上も辞さないという考え方が百姓にあったこであり、それが怠られれば耕作地の上知をともなう「御百
- い。閏二月一四日の「御用状」には国元家老が江戸家老に(22) 史料3にある「伺書」の作成過程について触れておきた

一、去未年之御年貢御取立之儀御代官江茂度々稠敷被申 渡候、御代官中茂随分精出取立候得共、 依之御代官伺書御用人奥書被指出候を此度遂一 何書之通相違茂無之様子ニ候間、 困窮之者無拠 相談之趣可由

を用人が追認の上奥書をし、さらに国元家老が確認の上、 に江戸家老の決済に回されたのである。 江戸家老へ送られたことが判明する。代官の判断が最終的 については、年貢収納を担当する代官が作成した「伺書 ある「御用人奥書」に対応する。つまり、未進年貢の処理 史料3にある「御用人中被存之」とある部分は傍線部に

- 23 御用状」享保元年閏二月一四日。
- 24 いる。 した「伺書」の通り、江戸家老から藩主に報告がなされて 承届候」と江戸家老が国元家老に報告している。 未進取立之儀ニ付、於其元吟味之趣被申越、紙面之通逸々 享保元年三月一一日の「御用状」には「去未年ノ御年貢 再度提出
- 25 御用状」享保三年六月七日。
- 26 「御用状」享保三年九月一九日)。 実際には新井が派遣され、九月に村上へ戻っている
- 27 御用状」享保六年一〇月二〇日

36

大名転封時における領主と領民

- 28 御用状」享保三年一二月五
- 御用状」享保三年二月一日。
- 30 29 を拘束することについての根拠は第三章で検討する。 未進年貢返済のため、旧領主が新しい領地で百姓の身柄
- 31 御用状」享保二年八月四日
- 32 庄屋へ届け出をしたのではない。 守居を通じてなされており、松平氏の役人が直接三条の大 後に述べるように、松平氏からの届けは間部氏の江戸留

記されている。 名』平凡社、一九八六)。「御用状」では「三条御役所」と (一六八八) に村上藩三条陣屋が設置された (『新潟県の地 五八)には大庄屋屋敷や代官屋敷が確認でき、元禄元年 上藩の蒲原郡・三島郡の中心地であった。万治元年(一六 三条町は慶安二年(一六四九)以降村上藩領であり、村

「御用状」享保二年八月九日。

33

- 34 城法学』五四一三、二〇〇五)。注(1)白峰前掲書。 谷口昭「家中の履歴―越智松平家の初転封― (下)」(『名
- 35 九年」とあるが、『概説古文書学』(近世編、吉川弘文館、 号文書。なお、この下知状は『武家厳制録』では「寛永十 一九八九)では「寛永十年」となっている(同書七五~七 石井良助校訂『武家厳制録』創元社、一九五九、一九四 『徳川実紀』の記事をもとにしてに訂正されたもの

と思われるが、本稿では『概説古文書学』の年次に従った。

貞享三年(一六八六)四月の「條々」(『岩槻市史』

<u>Fi.</u>

史』資料編一○、一九七八)など、多くの事例がある。五))や、寛延二年(一七四九)五月の「條々」(『群馬県編藤井松平家文書(二))(『名城法学』五四―四、二○○史料編Ⅲ藩政史料(上)、一九八一、谷口昭「転封考 史料

(37) 史料1のC①では「未進之分ハ種貸等之積返納無相違様見」資料額一〇一ナセブ」など、多くの事をあまる。

「種貸」に読み替えたことを示している。 二証文入念取候様可被申付候」とあり、まさに未進年貢をご 史料1のC①では「未進之分ハ種貸等之程返釈無相違材

(39) 変化の時期および理由については別の機会に論じたい。(38) 『鈴鹿市史』第二巻、一九八三。

(41) 「吾妻郡清水領村々上知反対歎願書」(『群馬県史』資料編(40) 「御用状」享保二年八月九日。

五)。五)。一口越村御領所永続願」(『穂積町史』史料編一、一九七十一、一九八〇)。